

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、自動継続等)

- (1) 前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) この預金を全額払出す場合は、住宅を取得した日から1年以内に当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形住宅預金ご契約の証(以下「契約の証」という)とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるため払出す場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等所定の書類の写しを当店へ提出してください。この場合、一部払出しは残高の90%を限度として1回に限ります。
- (4) 前項による一部払出後の残高を払出す場合は、一部払出しの日から2年以内で、かつ、持家としての住宅を取得した日から1年以内に当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出してください。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算します。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (2) この預金を第5条第1項により期限前に解約する場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率、表記載の期限前解約利率によって計算します。
- (3) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

- (2) 前項により当組合がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

6. (退職時等の支払)

- (1) 退職等の事由により勤労者でなくなった時は、第2条にかかわらず次により取り扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条と同様の手続をとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日が到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

- (2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続をすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入することができます。

7. (税額の追徴)

この預金の利息について次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 住宅の取得目的外のためにこの預金が払い出された場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。
- ② 第3条第2項による全額払出しの場合で、持家としての住宅を取得した日から1年以内に払出しが行われなかったとき、または所定の必要書類が提出されなかったとき、または提出された書類により持家としての住宅の要件を満たさないことが判明したとき。
- ③ 第3条第4項による一部払出しの場合で、一部払出しの日から2年以内で、かつ持家としての住宅を取得した日から1年以内に残額を払い出さなかったとき。

8. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 契約の証を再発行する場合は、当組合所定の手数料をいただくことがあります。

- (4) 預金口座の開設の際には、当組合は、法令で定める本人特定事項等の確認を行っています。

この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって届出てください。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの種類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金規定により取り扱います。

以 上